

令和3年第3回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年3月24日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義	2番	堀田 正彦
3番	櫻井 二子	4番	吉田 高雄
5番	永井 伸治	6番	永井 龍右
7番	杉村 由幸	8番	瀧 信義
9番	山田 英茂	10番	長谷川 淳一
11番	後藤 広高	12番	山内 則彦
13番	浅野 早苗	14番	太田 道雄
15番	渡邊 晃一	16番	田中 倫雄
17番	近藤 豊光	18番	野村 高司
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	加納 和佳	主事	野村 諒

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主査	羽田野 玲
----	-------	----	-------

午後1時57分開会

【事務局】

定刻前ですが、皆様お集まりいただいておりますので、始めさせていただきます。
本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。
なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。
それでは只今から、令和3年第3回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。
なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしくお願ひします。

【会長】

皆さん、こんにちは。農作業が本格化する時期を迎え、大変お忙しいところ、御出席いただきありがとうございます。
それでは、ただいまから令和3年第3回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は19人であり、会議の成立を認めます。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。
これより日程に入ります。
日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、12番山内則彦君、13番浅野早苗君を指名いたします。
次に日程第2議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。
議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出会長名でございます。
まず所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人は親子関係にあり、後継者へ譲渡するものです。
受人は現在13,525㎡の農地を経営しており、個人で年間70日、世帯では年間970日従事しています。

次の番号2番と5ページの番号16番は受人が同一であるため一括で説明します。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号16申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。

受人は現在495㎡の農地を経営しており、今回の申請で2,018㎡農地を経営することになります。個人で年間80日、世帯では年間300日農業に従事しています。

3ページに戻りまして、次の番号3番から番号5番までは関連性があるため一括で説明いたします。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

3件とも贈与での所有権移転です。渡人と受人は同世帯の子又は孫の関係にあり、後継者へ譲渡するものです。受人は現在7,472㎡の農地を経営しております。

3番と4番の受人は個人で年間150日、5番の受人は個人で年間60日農業に従事しており、世帯では年間510日農業に従事しています。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人は親子関係にあり、後継者へ譲渡するものです。

受人は現在4,912㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では500日農業に従事しています。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。受人は現在20,332㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では1150日農業に従事しています。

つぎの番号8番は4ページに続きます。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。受人は現在2,884㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では200日農業に従事しています。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人の共有者は親子関係にあり、今回持ち分の全部を譲渡するものです。

受人は現在21,558㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では910日農業に従事しています。

(番号10番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。

受人は現在3,671㎡の農地を経営しており、個人で年間90日、世帯では190日農業に従事しています。

次の番号11番と17番は受人が同一であるため一括で説明します。

(番号11番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号17番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

個人で年間120日、世帯では年間520日農業に従事する予定です。

(番号12番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人は祖母と孫の関係にあり、後継者へ譲渡するものです。

受人は現在39,909㎡の農地を経営しており、個人で年間120日、世帯では370日農業に従事しています。

(番号13番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。受人は現在18,098㎡の農地を経営しており、個人で年間160日、世帯では220日農業に従事しています。

(番号14番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらの申請は渡人が亡くなっているため、相続財産管理人である弁護士が代理者となって申請しています。

受人は安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。

受人は現在3,646㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では240日農業に従事しています。

(番号15番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。受人は現在15,471㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では700日農業に従事しています。

続いて権利設定です。5ページをお願いいたします。

番号18番と番号19番は同一敷地の案件であるため一括で説明します。

(番号18番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号19番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は申請地を賃借し、事業を拡大するものです。

受人は、現在小売業を行っている法人で、既存店舗の隣地でいちごを生産し、店舗で販売するため、賃借権を設定して借り入れるものです。なお、農地所有適格法人以外の法人であるため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃貸借契約となっております。

6ページ総括表をお願いいたします。

申請件数は合計19件、移動の土地は、田19筆9,395㎡、畑9筆6,404㎡、合計15,799㎡です。

以上19件のうち、番号1番から17番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

なお、番号18番、19番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの2件につきましても、許可要件を満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、野村高司委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いいたします。

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。議案第11号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

8ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは貸駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

9ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は2件、転用の土地田1筆52㎡、畑1筆457㎡、合計509㎡です。

以上4条の申請2件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第11号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10ページをお願いします。議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。本申請につきましては、渡人3人のうち、1人の持分を贈与により移転し、残り2人の持分に使用貸借権を設定するものです。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは従業員用駐車場を設置します。事業所は申請地の西側に位置します。農地区分は第2種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは店舗の建築及び駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自家用駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは事業用車両駐車場及び資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは事業用車両駐車場及び資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

13ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは店舗を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは店舗駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。なお、この申請につきましては、申請地の面積が3,000㎡を超えるため、農業委員会の審議を経て、来月7日に愛知県の常設審議委員会へ再度諮る予定でございます。

14 ページ総括表をお願いします。5条の申請件数は、17件転用の土地田、14筆5,331.68㎡、畑12筆4,529㎡、合計9,860.68㎡です。

以上5条申請17件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限により、野村高司委員は採決に加わることができませんので、よろしくをお願いします。

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案15ページをお願い致します。

議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受

理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

16ページをお願いします。こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(所有者、耕作者、申請地を朗読)

賃借権の設定は1筆、使用貸借権の設定は10筆です。

貸借期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日までが10筆、令和3年4月10日から令和13年4月9日までが1筆になります。

17ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金が農地を借り受ける、農用地利用集積計画になります。

(所有者、愛知県農業振興基金、申請地を朗読)

賃借権の設定は70筆、使用貸借権の設定は23筆です。

貸借期間は令和3年5月1日から令和6年12月31日までが5筆、令和3年5月1日から令和8年12月31日までが2筆、令和3年5月1日から令和13年12月31日までが86筆になります。

24ページ総括表をお願い致します。田82筆、47,766㎡、畑22筆、13,544㎡、合計104筆、61,320㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 25 ページをお願い致します。

議案第 14 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。26 ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(愛知県農業振興基金、耕作者、申請地を朗読)

賃借権の設定は 70 筆、使用貸借権の設定は 23 筆です。

貸借期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までが 5 筆、令和 3 年 5 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までが 2 筆、令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までが 86 筆になります。

33 ページ総括表をお願いいたします。田 80 筆、45,132 m²、畑 13 筆、3,021 m²、合計 93 筆、48,153 m²になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、永井龍右委員、杉村由幸委員、瀧信義委員、田中倫雄委員は、採決に加わることができませんので、よろしく申し上げます。

議案第 14 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 7 議案第 15 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

【農務課】

農務課の羽田野と申します。総会提出議案 34 ページをお願いします。

議案第 15 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更

を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出会長名でございます。

(議案説明)

(申出21件、内除外21件、田29,943.25㎡、畑10,834.25㎡、その他658㎡、合計41,435.50㎡)

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第15号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

これもちまして、令和3年第3回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

12番委員

山内 則彦

13番委員

浅野 早苗